

農山村応援活動バス運行支援制度とは

中山間地域の集落の団体と都市住民が農地等の維持管理活動や集落づくりを行う際に、農村ボランティア活動の継続・拡がりを目的として、バス経費の一部を助成する制度です。

1 この制度を利用できる方

- この制度の利用対象：県内の中山間地域で農村ボランティア活動を実施するグループ
 - 利用台数：1団体1申込みにつき最大3台
- ※① **利用できない団体**
- ・ 宗教、政治活動を目的とする団体。
 - ・ 公共団体、企業、学校等の団体（企業の研修、学校・保育所等の遠足）。公民館が募集するツアー団体。
 - ・ バス借上経費を県・市町等の公費助成を受ける（一部助成を含む）団体。
- ※② 上記①にかかわらず、次の団体は利用可能。
- ・ 「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業及び「企業の森づくり」事業に取り組む企業。（詳しくは「兵庫楽農生活センター」にお問い合わせください。）

2 バス運行の条件

(1) バス運行の内容

中山間地域において実施する、都市住民と地域住民が共同で行う農地・農村の保全活動で、次の①～③のいずれかの内容。

- ① 田植え、稲刈り、収穫、草刈りなどの農作業
- ② 水路の清掃、里山整備、獣害防止柵の補修など、施設等の維持管理作業
- ③ 交流会や地域おこしイベントなど、集落の活性化につながるもの

(2) 行程

「日帰りコース」または「1泊2日コース（県内宿泊に限る）」
原則として出発地から活動地を経由し、出発地に戻るまでとします。

(3) 参加人数

10名以上。

※ 当日の参加者が10人未満となった場合は、補助の対象外。

(4) 利用バス

民間の貸切バス（公営バスを含む）または定員10人以上のレンタカー。

(5) バス運行の形態

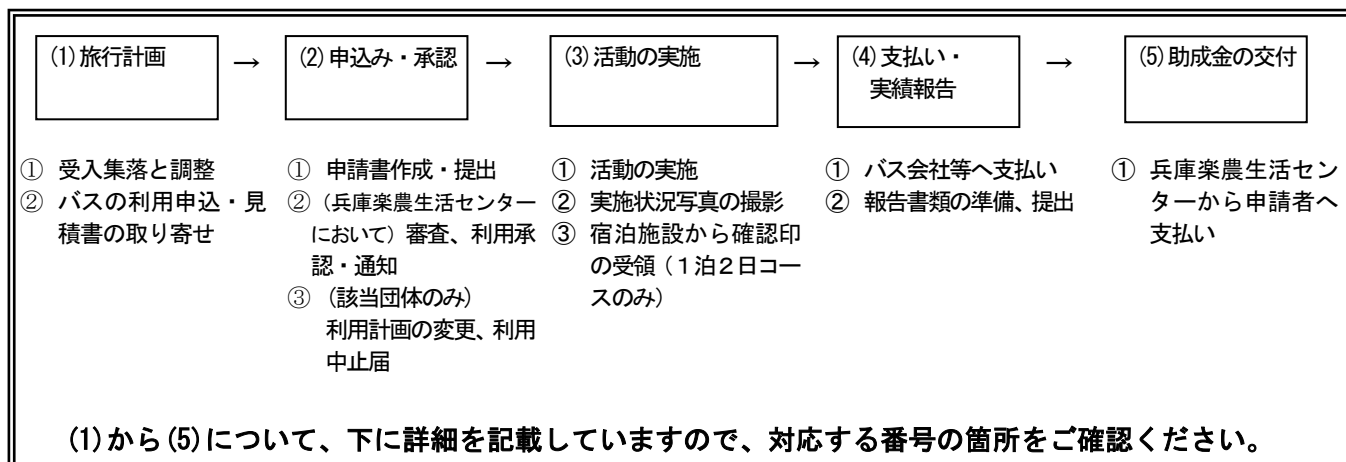
県が認定する「ふるさとむら」でこの制度を利用しようとするグループは、必要に応じて農村ボランティア事務局、受入集落等と事前に日程や活動内容について調整することが可能。

3 助成金額

バス1台につき、 「日帰りコース」：2万5千円 「1泊2日コース」：5万円
（ただし、バス借上経費（消費税、通行料、駐車料、ガイド料等を除く）がこれを下回る場合は、そのバス借上経費が上限。）

4 計画、申込みから助成金の交付まで

【手続きの流れ】



(1) 旅行計画

① 受入集落と調整

受入集落と調整し、日程、活動内容等を決定。

② バス会社等への申込み

バス会社または旅行会社もしくはレンタカー会社(以下「バス会社等」という)に利用を申込み、「利用貸切バス経費見積書」の作成を依頼。バス申込みにあたっては、「農山村応援活動バス」の利用であることを伝え、了解を得ること。

(2) 申込み・承認

① 申込書の提出(旅行日の20日前までに提出)

以下の書類を当公社「兵庫楽農生活センター」に郵送のこと(窓口申込も可)。

ア. 農山村応援活動バス利用申込書

イ. 利用貸切バス経費見積書(バス会社の社印があるもの・写し可)

ウ. 実施企画書

なお、電話・ファクシミリ・電子メール等での申込は不可。また、募集開始日以前に到着した申込書は受け付けません。諸事情がある場合は配達日指定等を利用のこと。

送付先：〒651-2304 神戸市西区神出町小束野 30-17 公益社団法人兵庫みどり公社
 兵庫楽農生活センター「都市農村交流バス担当」まで
 TEL (078)965-2651 FAX (078)965-2653

◎ 申込の受付期間

利用年月日(催行日)	左の受付期間
平成29年4月1日(土) ~ 30年3月31日(土)	平成29年3月2日(木)より随時受付

※申込は先着順で受付し、四半期毎に設定する「日帰り」、「1泊2日」各コースごとの予定台数に達した以降の申込の場合は「キャンセル待ち」での受付となります。

② 審査、利用の承認・通知

- ・ 受付順により申込書の内容を審査し、利用承認を決定します。
(申込者の概要や活動内容等がわかる資料を提出していただく場合があります。)
- ・ 利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書面(農山村応援活動バス運行実施報告書、助成金請求書、アルバム台紙ほか)を送付します。
- ・ 不承認となった団体にも、その旨通知します。

③ 利用計画の変更、利用中止の場合について(該当する団体のみ)

・利用計画の変更

やむを得ない事情により、当初に申請された利用計画の変更を行おうとする場合、すみやかに「兵庫楽農生活センター」へ電話連絡の上、利用変更届を提出して下さい。その際、バス借上料見積書など変更内容がわかる資料を添付して下さい。

なお、軽微な変更(参加人数の変更や助成金額の変更を伴わないバス借上経費の変更)の場合には、利用変更届の提出を省略できます。

・利用の中止

下記の場合は、すみやかに「兵庫楽農生活センター」へ利用中止届を提出して下さい。

ア やむを得ない事情により旅行を取りやめる場合

イ 参加人数の減などバス利用条件を満たさなくなった場合

ウ バス台数が減少となる場合

(例:バス台数が2台から1台に減少する場合は、減少する1台について利用中止届をお願いします)

(3) 活動の実施

① 活動の実施

受入集落と協力して活動を実施すること。(バス利用者は全員参加のこと。)

② 活動状況写真の撮影

実施状況が確認できる写真を撮影のこと。(代表しての撮影や、記念撮影などの集合写真は不可。3枚程度を提出)

③ 確認印を受領する(1泊2日コースの場合)

- ・ 1泊2日コースの場合は、宿泊施設において、宿泊確認の押印を受けること。
- ・ 記念スタンプなど来客が自由に押せるものは不可。

(4) 支払・実績報告

① バス会社等へ支払い

バス会社にバス費用を全額支払い、支払ったことが確認できる書類(領収書の但し書き又はその明細等でバス費用が含まれていることが明記されたもの)を受け取ること。

② 報告書類の準備、提出

以下の書類を準備し、旅行終了後1ヶ月以内に「兵庫楽農生活センター」へ提出すること。なお、写真は返却しません(PR等で活用する場合があります)のでご了承下さい。

ア. 農山村応援活動バス実施報告書

イ. 助成金請求書

ウ. 通帳のコピー(表紙と表紙裏面:支店名、口座番号、口座名義が確認できるページ)

エ. 旅行者が負担したバス借上費用を確認できる書類(領収書原本もしくはそれに準ずる書類)

オ. 実施状況写真(3枚程度)(活動状況が確認できる写真)

(5) 助成金の交付

① 兵庫楽農生活センターから申請者に交付

- ・ 助成金は、実施状況を確認後、提出された助成金交付請求書に基づき、指定の金融機関口座へ振り込みます。
- ・ 書類に不備がある場合は受付できません。また、旅行終了後1ヶ月以内に必要書類の提出が無い場合は、利用承認を取り消し、助成金が交付できませんのでご注意ください。

5 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバスで交通事故等が発生した場合、兵庫県及び公益社団法人兵庫みどり公社は責任を負いません。作業内容に応じた保険に加入されるなどの対策を講じることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合には、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス借り上げ先として承認しません。

○宛名ラベルとして切り取ってご使用下さい

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
公益社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
公益社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
公益社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」